

# 企業目線で考える、トラブル回避のために 知っておくべき広告制作法務

～広告物デザイン制作委託や芸能人等が出演する広告にありがちな

トラブル事例とその予防策・対応策～

講師 **小林 利明** 氏  
こばやし としあき 高樹町法律事務所 パートナー 弁護士  
ニューヨーク州弁護士

販売期間 2025年1月31日(金)まで  
(2024年8月30日(金)収録:約2時間)

■このセミナーは収録したセミナーを動画配信でご視聴いただけます。視聴期間は2週間です。  
■参加費をお振込みいただいた後に、視聴ページURLとログイン情報をメールでお送りします。

近時、グラフィックデザイナーや映像制作者などのクリエイター向けに、著作権などの権利問題や契約トラブルへの対法を解説した書籍やウェブ記事が多く出されています。これらは主にクリエイターを保護する観点から注意すべき着眼点を解説していますが、着眼点そのものは委託者にとっても重要な検討ポイントとなります。

では、委託者たる企業はどのようなスタンスで発注を行えばよく、成果物の利用にあたりどのような点に注意すべきでしょうか。発注の際に求める成果物についてのデザインイメージが具体的すぎると厄介なことになってしまうかもしれません。成果物の著作権は必ず譲渡を受ける必要があるのでしょうか。限られた予算で発注する場合は特に注意すべき成果物利用上の確認ポイントもあります。クリエイター向け指南の「逆」のスタンスで臨めば委託者にとってベストかという、そうとも限りません。現実には、クリエイター(あるいはデザイン事務所)が気づかず見過ごしているポイントや、問題に気づきつつ「慣行」だから大丈夫だろうという考えで案件を進めていることもあります。本年11月1日施行のフリーランス新法への対応も必要になります。

本セミナーでは、クリエイター側と発注者側の双方の立場からの経験を踏まえたトラブル事例や、大きな声では言えないけれども実際にはこういったこともある、という話も交えて、企業目線で、「落とし穴」回避のために知っておくべき広告制作法務についてお話します。トラブル回避の予防策として、あるいは問題発覚時の対応事例として参考になれば幸いです。

## 1. 広告物デザイン制作委託とトラブル事例

- (1)「これみたいな感じのものを作ってもらえますか？」—著作権法上問題のない「盗作」か
- (2)「この予算で作ってもらえませんか？」—ストック素材・フリー素材と使用制限
- (3)「著作権の譲渡はできかねます」—広告物の性質に応じた代替提案、著作権以外の権利確保
- (4)「著作権譲渡の条項には『著作権法27条及び28条の権利を含む』とは書かれていません」  
—特掲がなくとも翻案権等の譲渡があったと言える場合
- (5)「弊社案件を手掛けたことは一切口外禁止です」、「同業他社の広告物制作は受託しないでください」  
—独占禁止法
- (6)「過去にファンアートを作成しネットにアップしています」—炎上
- (7)「前回の成果物のデザインAに酷似するデザインをXが作成し使用しています。著作権侵害であることをXの取引先に通知し注意喚起するのでAの作成過程を教えてください—生成AIを使ってすぐ完成したものです」  
—著作権発生の有無、虚偽事実の告知(不正競争防止法)

## 2. 芸能人等が出演する広告とトラブル事例

- (1)「旬の俳優Aが出演したウェブ動画の著作権は当社のものでしょね」—CMの著作権の帰属と使用可能期間
- (2)「当社商品の広告に出演してくれているBさんが他社の同種商品の広告に出るんですか？」  
—競合出演禁止の範囲
- (3)「『#プロモーション』は大丈夫で『#Promotion』はダメなんですか？」—ステルスマーケティング

## 3. その他

- (1)「当社は資本金1000万円ですから」—下請法、フリーランス新法

本セミナーにつきましては、講師と同業者、法律事務所所属の方のお申し込みはご遠慮願います。

【講師紹介】2004年東京大学法学部卒業、2006年慶應義塾大学法科大学院修了、2007年弁護士登録、2013年New York University ロースクール修了(LL.M.)。長島・大野・常松法律事務所、骨董通り法律事務所を経て、現在、高樹町法律事務所。エンタテインメント・スポーツ業界の知的財産案件、人事労務案件、渉外案件、紛争対応などを主に扱う。放送番組制作・キャラクター展開・イベント事業等を行う企業や音楽・芸能・映像製作事業等を行う企業に合計8年以上パートタイム出向しており、企業内の現場・法務・契約担当者からの様々な相談に対応している。東京藝術大学、神戸大学大学院、中央大学にて非常勤講師を務める。主な著書等に『エンタテインメント法実務』共編著(弘文堂、2021)、「講演録 職務著作の成否と様々な働き方」(コピライト、2023年4月号)、「芸名、グループ名とパブリシティ権」(ジュリスト2024年3月号)、「広告出演契約のチェックポイント」(ビジネス法務、2024年8月号)など。  
※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

主催 **金融財務研究会**  
https://www.kinyu.co.jp

Facebook: <https://www.facebook.com/keichoken>  
Twitter: <https://twitter.com/keichoken05>  
Blog: <https://www.kinyu.co.jp/blog/>



**販売期間**

2025年1月31日（金）まで

※収録日：2024年8月30日（金）【約2時間】

視聴ページのログインIDを発行後、2週間ご視聴が可能です。  
資料は、ログイン後に視聴ページからダウンロードしてご利用いただけます。  
（資料の無断複製はご遠慮ください）

**参加費**

27,000円（消費税を含む）

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき23,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

**申込先****金融財務研究会**ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-10-8 グリンヒルビル

TEL 03-5651-2030 FAX 03-5695-8005

**申込方法**

上記ホームページの申込欄からお申し込み下さい。参加申込書をFAX又は郵送いただいでのお申し込みも承ります。請求書をお送りいたしますので、下記口座にお振込ください。クレジットカードもご利用いただけます。

ご入金確認次第、視聴用URLとログインID、パスワードをメールでお送りいたします。（但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。）

ご記入いただきました個人情報はセミナーの開催のために使用させていただきますが、漏洩などがないよう最善の予防、是正に努めます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

**普通預金 口座名 (株)金融財務研究会**

三菱UFJ銀行 本店	1642356	三井住友銀行 本店営業部	7397637
三菱UFJ信託銀行 本店	2818151	みずほ銀行 東京営業部	1427715
三井住友信託銀行 本店営業部	2993982	りそな銀行 東京営業部	1693669

◇クレジットカードは Visa、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club、Discover がご利用いただけます。

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

企業目線で考える、トラブル回避のために  
知っておくべき広告制作法務

【アーカイブ】

**参加申込書**

FAX 03-5695-8005

年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい  弊社からのお知らせ、メルマガの送信を <input type="checkbox"/> 受信する <input type="checkbox"/> 受信しない  講師へのメールアドレス開示に <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない  クレジットカードをご利用の場合は下記に✓を入れて下さい。 <input type="checkbox"/> クレジットカード利用	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail		
	参加者ご氏名	〒		
	〃	参加者ご氏名	部課名	
	〃	〃	〃	
	〃	〃	〃	
セミナーコート 823a (Law-k900823a)	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX	

お申込の翌日には請求書を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。